

宝塚市公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康
及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針

令和2年4月1日

宝塚市教育委員会

目次

- 第1 趣旨
- 第2 在校等時間
- 第3 児童生徒に係る通常予見することのできない業務等
- 第4 取組方針
- 第5 留意事項
- 第6 方針の見直し

第1 趣旨

宝塚市公立学校教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則（令和2年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、教育職員が所定の勤務時間等に行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定める。

第2 在校等時間

1 在校等時間に含めるもの

- (1) 在校している時間（学校に出勤で到着した時間から、帰宅のため学校出るまでの時間）
- (2) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

2 在校等時間に含めないもの

- (1) 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- (2) 休憩時間

第3 児童生徒に係る通常予見することのできない業務等

規則第3条第2項に規定する児童生徒に係る通常予見することのできない業務とは、次のとおりとする。

1 校長の命により行う、学校運営上の重大事案への対応業務

- (1) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- (2) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
- (3) 重大な学校事故やいじめ、学級崩壊など、児童生徒に深刻な影響が生じている、また、生じるおそれのある事案への対応業務

2 校長の命により行う、非常災害時等における一時的又は突発的な緊急業務

第4 取組方針

1 勤務時間の適正化に向けた取組の推進

教育委員会は、教職員の勤務時間の適正化に向けた取組を推進する。

2 実態把握と取組の促進

教育委員会は、教育職員の勤務時間の実態及び取組の実施状況を把握するとともに、勤務時間の適正化に向けた取組を促進する。

3 具体的取組

(1) 業務の量の適切な管理

ア 在校等時間の適正な管理等

- ・ 記録簿による勤務時間の記入の徹底
- ・ 記録簿の記録の公文書としての適切な管理（5年間の保存期間）

イ 教職員の意識改革

- ・ 定時退勤日、ノー会議デー及び部活動休養日の完全実施
- ・ 学校業務改善推進に関する組織体制の確立
- ・ 仕事の進め方を改善していこうとする意識啓発

ウ 学校業務改善の取組等を通じた教職員の総業務量の削減

- ・ 会議、研修、学校行事等の精選や開催方法の工夫による回数や時間の縮減
- ・ 自動音声案内の導入など先進事例の積極的活用
- ・ ICTを活用し校務・業務の効率化

エ 外部人材の積極的な活用の推進

- ・ 教育職員の業務を支援する外部人材の有効活用
- ・ 宝塚市立中学校部活動ガイドラインにのっとった取組

(2) 健康等の確保

ア ワークライフバランスの推進

- ・ 年次休暇の取得促進、各種休暇制度等の周知、男性の家事育児への参画等、働きやすい勤務環境の整備

イ ハラスメントのない職場づくりの推進

- ・ 相談窓口の周知や活用、研修の充実

ウ 健康診断等の適正な受診

- ・ 健康診断の受診等
- ・ ストレスチェック制度の周知と受診
- ・ 時間外勤務時間が一定時間を超えた者への医師による面接指導の実施等

エ 休息時間の確保

- ・ 一定時間以上の継続した休息時間の確保

(3) 意識の醸成を図るための取組

本方針が実効性のあるものとなるためには、教育職員一人ひとりが本方針の趣旨を理解した上で、業務の量の適正な管理に向けた取組を行うことが重要であることから、職場研修等を通じて本方針の趣旨・内容について周知徹底を図る。

第5 留意事項

1 労働関係法規の遵守

教育委員会及び学校長は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。

2 在校等時間の適正な認識

本方針は教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではないことを留意するとともに、常に在校等時間の長時間化を防ぐために取り組むよう周知徹底すること。

3 虚偽の記録等の禁止

教育職員の在校等時間については、管理職が把握を行うとともに、その責任のもと、実際の時間より短い虚偽の時間を記録簿へ記入しないよう徹底すること。

4 業務の持ち帰り

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務も持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

第6 方針の見直し

本方針は、業務量の削減に関する取組の進捗状況等を踏まえ、適宜見直すものとする。